

みらいとうぶ G（志賀町分譲地）申込みの手引き

1. 申込者の資格

申込みされる方は、次のすべての項目に該当することが必要です

- (1) 志賀町に定住を希望し、住民登録のできる方
- (2) 申込み申請時に、申請者が18歳以上45歳未満であること
- (3) 本契約締結後、3年以内に自己の住宅建設工事に着手できる方
- (4) 税金等の公的な支払いを滞納していない方

2. 申込みの条件

- (1) 申込みは、1世帯1区画に限ります

※2名以上（共有）での申込みも可能ですが、この場合でも1区画のみの申込みとします

- (2) 申込み後、売買契約締結日から10年間は転売及び賃貸等はありません

【10年間の買戻特約を設定します】

- (3) 建築物は戸建住宅とします

※兼用住宅の場合は住居部分が全体の2分の1以上で、店舗等の広さが50㎡以内

＜例＞ 事務所、日用品の店舗、理髪店、学習塾など

3. 申込みの受付期間および決定方法

【第1次受付】

- (1) 受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）

午前8時30分～ 午後5時（但し、土日祝日を除きます）

- (2) 当選者の決定方法

①申込み結果については、令和7年6月2日（月）までに電話連絡いたします

②1つの物件について応募者が複数の場合には、次の日時において抽選をして当選者を決定いたします

- ③抽選会の日時および場所

日時 令和7年6月4日（水） 午後7時から

場所 志賀町役場 大会議室

- ④抽選に漏れた方で、申込みのない他の物件を希望される場合は、抽選会後に、
当日に限り、再度申込みを受付いたします

4. 申込み方法等

(1) 受付場所

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1 志賀町役場 まち整備課
TEL : 0767-32-1111 (代表) 0767-32-9211 (直通)

(2) 申込み必要書類

- ・ みらいとうぶ土地売買申込書 . . . 1 通
- ・ 申込者および居住予定者全員の住民票 (1 ヶ月以内に取得したもの) . . . 1 通

(3) 申込み方法

- ・ 購入希望者は、申込書を上記受付場所 (まち整備課) に持参または郵送 (必着)
ください
- ・ 申込書提出前に必ず電話にて連絡をお願いします

5. 契約締結等

- (1) 譲受人に決定したときは、みらいとうぶ土地売買決定通知書を交付します
- (2) 売買契約の締結は、決定通知後から 1 5 日以内に行うこととします
- (3) 譲受人が契約を締結しない場合は、譲受人としての資格を取り消します

6. 売買代金の支払い方法

売買契約締結後、3 0 日以内に土地代金等を納入通知書により、支払っていただきます
また、土地代金のほか、上水道 (77, 000 円) 及び下水道負担金 (300, 000 円) が必要です

7. 所有権の移転

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転し、物件を引き渡したものと
します
- (2) 売買契約および所有権の移転登記に関する必要な費用 (収入印紙、登録免許税等)
は、すべて譲受人の負担となります

8. 違約金等 (契約の解除) について

- (1) 3 年以内に住宅建設に着手できなかった方は、最大 2 年の期限延長ができます
- (2) 契約の解除及び期限延長に伴う違約金等の取扱い

項 目	3年以内に住宅建設に着手できなかった方		5年以内に住宅建設に 着手できない方
	契 約 の 解 除	2 年 間 延 長	
違 約 金	3 0 万円	無	5 0 万円
土地売買契約	契約に基づき町が 土地を買戻す	—	契約に基づき町が 土地を買戻す
水道および 下水道負担金	返還なし	—	返還なし
奨 励 金	—	対象外	—

9. 物件概要（説明）

所 在 地：石川県羽咋郡志賀町高浜町ネの部（高浜町みらいとうぶ区）

土地の地目：宅地

都市計画法：都市計画区域（非線引区域）

建築基準法：建ぺい率70% 容積率200%

道 路：公道（町道）【幅員6m以上】

電 気：北陸電力（株） ほか

上下 水道：志賀町役場上下水道課

ガ ス：プロパンガス

売 主：石川県羽咋郡志賀町